

経済再生・財政健全化の一体的な推進強化に向けて
～社会保障制度改革～
(参考資料)

令和元年12月5日

竹森 俊平
中西 宏明
新浪 剛史
柳川 範之

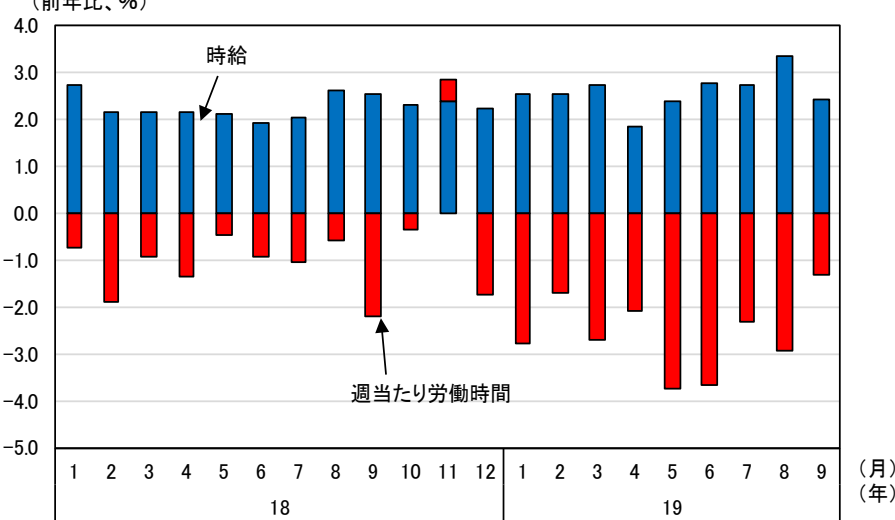
短時間労働者の就業調整の回避①

- 短時間労働者の就業調整は、本人の働きたいとの希望が実現されないことに加え、就業調整の結果、被用者保険に加入しない場合、将来の年金給付増等のセーフティネットも提供されないという意味で、個人にとっても経済にとっても大きなマイナス。就業調整の回避に全力を挙げるべき。
- 就業調整の回避に向けて、配偶者手当の収入上限や他の手当への見直し等を引き続き推進すべき。

図1 追加就労希望就業者(2019年7-9月期)
 ~男性は65歳以上、女性は35~54歳を中心に就業時間の増加を希望~
 (万人)

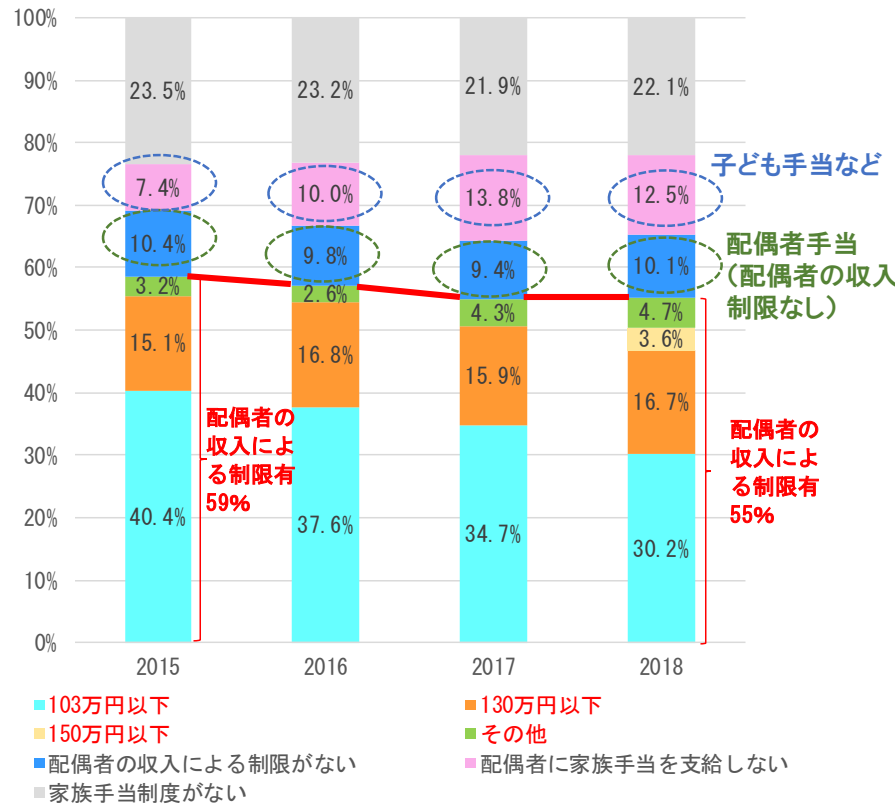
	15~24歳	25~34歳	35~44歳	45~54歳	55~64歳	65歳以上	計
男性	13	7	6	6	6	12	51
女性	15	17	28	33	19	9	122
計	28	25	35	39	26	21	173

図2 パートタイム労働者の時給・労働時間(全産業)
 ~時給が上昇する一方、労働時間は減少傾向~
 (前年比、%)



(備考)総務省「労働力調査(詳細集計)」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。いずれも原数値。

図3 配偶者手当等の支給、配偶者の収入による制限の状況
 ~5割以上の従業員の配偶者手当において、収入上限の壁~

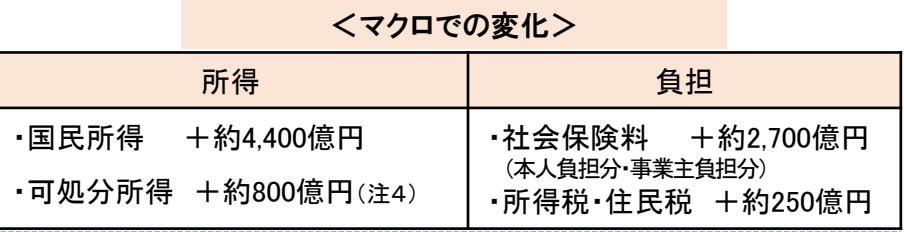
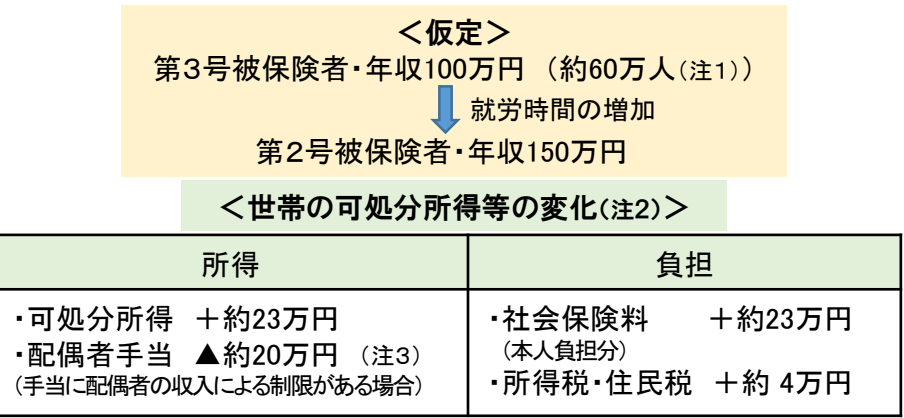


(備考)人事院「職種別民間給与実態調査結果」(各年版)により作成。事業所の従業員数の合計を100とした割合。

短時間労働者の就業調整の回避②

- 被用者保険の適用拡大に伴い、将来の年金受取額の増加、傷病手当金、出産手当金といった医療保険の給付の充実など、短時間労働者が得られるメリットについての分かりやすい広報を徹底して行うべき。

図4 追加就労希望の実現による経済財政への効果(機械的試算)



上記に加え、以下の効果も生じる。

- 年金財政の改善により、将来世代の1か月当たり年金受取額は1,200円～1,400円程度増加。(注5)
- 60歳以上の者の一部(注6)が被用者保険適用となる場合、支え手の増加を通じてマクロ経済スライド調整率が縮小し、現役世代の厚生年金受取額は1か月当たり約200円増加。

(注1) 65歳未満女性の就労追加希望者112万人(2019年7-9月)×65歳未満女性の1号・3号被保険者に占める3号被保険者の割合54%(「平成29年度財政状況-国民年金・基礎年金制度」) = 約60万人と仮定。追加就労希望者112万人は、就業時間の追加を希望しており、かつ追加可能な就業者を指すが、その要因については調査の設計上明らかでなく、社会保険制度以外にも様々な要因が考えられることに留意。
 (注2) 厚生年金、協会けんぽ、雇用保険に加入すると想定。保険料率は医療10.0%、介護1.73%、雇用(被用者)0.3%、事業主0.6%を使用。配偶者特別控除が適用されると想定。
 (注3) 厚生労働省「平成27年就労条件総合調査」によれば、配偶者手当を含む家族手当は平均17,282円。
 (注4) 図3及び注3を踏まえ、約50%の世帯で配偶者手当が月1.7万円減少すると仮定。
 (注5) 年金財政検証オプション試算(企業規模要件撤廃:125万人増)において、ケースⅠ、Ⅲ、Ⅴにおいて所得代替率が0.5～0.6ポイント程度改善することを踏まえ、所得代替率がその半分改善すると想定し、算出。
 (注6) 追加就労希望の実現により、60歳以上の女性の支え手が仮に10万人増加した場合。

図5 被用者保険適用となることの主なメリット(本人)

	保険料(月額)		受取額(月額)
	第1号被保険者	第3号被保険者	
国民年金	16,000円	-	基礎年金: 65,000円
国民健康保険	6,000円	-	-

↓ 被用者保険の適用

	保険料(月額)	受取額(月額)
厚生年金	保険料(本人): 8,000円 保険料(会社): 8,000円	厚生年金: 19,000円 基礎年金: 65,000円
協会けんぽ	保険料(本人): 5,000円 保険料(会社): 5,000円	傷病手当金: 59,000円 (最長1年6か月)

(備考) 厚生労働省資料により作成。厚生年金の額は40年間同じ標準報酬月額(88,000円)として計算したもの。国民健康保険の保険料は、東京都豊島区に加入した場合。上記に加え、加入者が障害がある状態になった場合には障害厚生年金、死亡した場合には遺族に対する遺族厚生年金を受給でき、また、出産のため会社を休んだときは一日当たり出産手当金2,000円を最大98日受給できる。

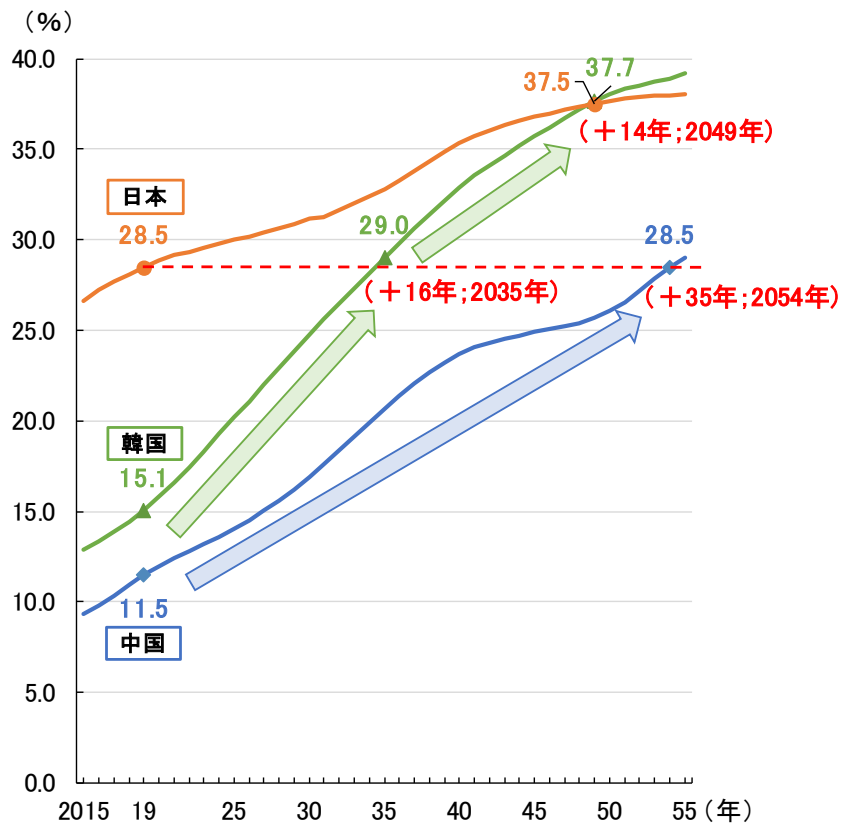
図6 被用者保険適用となることの主なメリット(企業)

- ① 短時間労働者の処遇改善を通じた人材の確保・定着
- ② 短時間労働者の就労時間の延長
- ③ 企業イメージの向上

介護サービスの生産性向上・グローバル成長産業化

- 介護システムの産業化は、今後アジア諸国等で急速に進む高齢化に対する新たなインフラ輸出にも資する。介護サービスの生産性向上、グローバル成長産業化に向けて、取り組むべき。
- 現場と先端技術のマッチングを加速するプラットフォームの形成、社会福祉法人等介護事業者とIT関連ベンチャーとの連携を促すべき。そうした技術の横展開を促進するため、エビデンスを蓄積し、報酬体系にも反映すべき。

図7 日本、中国、韓国の65歳以上人口比率の推移
～韓国は16年、中国は35年で日本の高齢化率の水準に到達～



(備考) 日本は、2015年は総務省「国勢調査」、2016～2018年は総務省「人口推計」の各年10月1日確定値、2019年は同推計値、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」により作成。韓国、中国は、国際連合「World Population Prospects: The 2019 Revision」により作成。中国は台湾、香港、マカオを除いた値。

図8 介護ロボット等の実用化、報酬体系までのプロセス

